

松江市告示第 400 号

令和 4 年度松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱を次のように制定する。

令和 4 年 6 月 23 日

松江市長 上 定 昭 仁

令和 4 年度松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給事業実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）支給要領（令和 4 年 5 月 24 日付子発 0524 第 2 号厚生労働省子ども家庭局長通知「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）の支給について」別紙）に基づき、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、失業や収入減少、食費等の物価高騰等の影響を受け、家計が悪化している低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）を見舞う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（以下「給付金（ひとり親世帯以外分）」という。）支給事業を実施することに関し、必要な事項を定める。

（支給対象者）

第 2 条 給付金（ひとり親世帯以外分）の支給対象者は、平成 16 年 4 月 2 日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和 50 年政令第 207 号）別表第 3 で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者については、平成 14 年 4 月 2 日）から令和 5 年 4 月 1 日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 33 号）第 1 条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）を養育する者であって、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 令和 4 年 4 月分の児童手当（児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）による児童手当（同法附則第 2 条第 1 項に規定する特例給付を含む。）をいう。以下同じ。）の受給者（以下「児童手当受給者」という。）

- (2) 令和 4 年 4 月分の特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。）の受給者（以下「特別児童扶養手当受給者」という。）
- (3) 令和 4 年 5 月から令和 5 年 4 月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は児童手当法第 9 条第 1 項の規定による児童手当の額の改定の認定を受けた者（令和 5 年 4 月 1 日に出生した児童に係る認定を受けた者を含む。以下「新規児童手当受給者」という。）
- (4) 令和 4 年 5 月から令和 5 年 3 月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定（他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 16 条において準用する児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 238 号）第 8 条第 1 項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者（以下「新規特別児童扶養手当受給者」という。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、令和 4 年 3 月 31 日において、平成 16 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日までの間に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有するもの又は令和 4 年 4 月 1 日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者
- (6) 前各号に掲げるもののほか、児童手当法施行令（昭和 46 年政令第 281 号）第 7 条に規定する額以上の収入があり、令和 4 年 3 月 31 日において、平成 19 年 4 月 2 日以後に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有するもの又は令和 4 年 4 月 1 日以後に当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになった者
(支給要件)

第 3 条 前条の支給対象者のうち、次の各号に掲げる所得要件のいずれかに該当する者に対し、給付金（ひとり親世帯以外分）を支給する。

- (1) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による令和 4 年度分の市町村民税均等割（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されていない者又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の条例で定めるところにより当該市町村民税均等割を免除された者（以下「令和 4 年度分の市町村民税均等割が非課税である者」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和 4 年 1 月以降の家計が急変し、令和 4 年度分の市町村民税均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められる者（1 年間の収入見込額（令和 4 年 1 月から令和 5 年 2 月までの任意の 1 か月の収入に 12 を乗じて得た額をいう。）又は 1 年間の所得見込額（収入見込額から 1 年間

の経費等の見込額を控除して得た額をいう。) が市町村民税均等割が非課税となる水準に相当する額以下である者をいう。)

- 2 前項の規定にかかわらず、給付金（ひとり親世帯以外分）が支給されるまでの間に、次の表の左欄に掲げる者が同表の右欄に掲げる場合に該当する場合について、給付金（ひとり親世帯以外分）は、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る給付金（ひとり親世帯以外分）の支給を受ける者として適当と認められる者に対して支給する。

児童手当受給者（児童手当法第 17 条第 1 項に規定する公務員である者を除く。）又は特別児童扶養手当受給者で令和 4 年度分の市町村民税均等割が非課税である者（以下「児童手当等受給・非課税者」という。）	令和 4 年 4 月 1 日以後に死亡した場合
新規児童手当受給者（児童手当法第 17 条第 1 項に規定する公務員である者を除く。）又は新規特別児童扶養手当受給者で令和 4 年度分の市町村民税均等割が非課税である者（以下「新規児童手当等受給・非課税者」という。）	支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡した場合
児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者以外の者（以下「その他の支給対象者」という。）	申請後これに対する支給が行われるまでの間に死亡した場合

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者には、給付金（ひとり親世帯以外分）を支給しない。

- (1) 児童手当法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者
- (2) 児童手当法第 4 条第 1 項第 4 号に規定する障害児入所施設等の設置者
- (3) 法人

（給付金（ひとり親世帯以外分）の支給額等）

第 4 条 給付金（ひとり親世帯以外分）の支給額は、支給対象者が養育する児童（次に掲げる者は除く。以下「対象児童」という。） 1 人につき、5 万円とする。

- (1) 令和 4 年度松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）支給事業実施要綱（令和 4 年松江市告示第 393 号）により支給の決定がされている低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）又は給付金（ひとり親世帯以外分）の算定の基礎とされた児童
- (2) 特別児童扶養手当受給者が養育する児童のうち、他の児童手当等受給・非課税者の対象児童
- (3) 新規特別児童扶養手当受給者が養育する児童のうち、他の新規児童手当等受給・非課税

者の対象児童

(市が支給を実施する支給対象者の範囲)

第5条 市は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、次の各号に掲げる場合に給付金（ひとり親世帯以外分）の支給を実施する。

- (1) 児童手当等受給・非課税者 市が令和4年4月分の児童手当の受給資格を認定している場合又は市が令和4年4月分の特別児童扶養手当に係る事務を行う場合
- (2) 新規児童手当等受給・非課税者 市が令和4年5月から令和5年4月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格又は額の改定を認定した場合（令和5年4月1日に出生した児童に係る認定をした場合を含む。）又は市が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格又は額の改定の認定の請求を受理した場合
- (3) その他の支給対象者 申請時点で市に居住する場合

(申請不要の支給の方式)

第6条 市長は、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対し、給付金（ひとり親世帯以外分）の支給の申込みを行い、受給の意向を確認したうえで、給付金（ひとり親世帯以外分）の支給を決定する。この場合において、支給を希望しない支給対象者は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）受給拒否の届出書（様式第1号）を市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の支給の申込み後、速やかに支給を決定し、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対し、次の各号に掲げる方式のいずれかにより、速やかに給付金（ひとり親世帯以外分）を支給する。ただし、前項後段の届出があったときは、この限りでない。

- (1) 児童手当支給口座振込方式 児童手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (2) 特別児童扶養手当支給口座振込方式 特別児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式
- (3) 指定口座振込方式 前項の規定による支給決定までに、支給対象者が市に低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給口座登録等の届出書（様式第2号）により指定した口座に振り込む方式

(申請による支給の方式)

第7条 給付金（ひとり親世帯以外分）の支給を受けようとするその他の支給対象者（当該支給対象者が、児童手当法第17条第1項に規定する公務員以外であって、対象児童を配偶者等と2人以上で養育している場合は、いずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者とする。以下「申請者」という。）は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給

付金（ひとり親世帯以外分）申請書（請求書）（様式第3号。以下「給付金（ひとり親世帯以外分）申請書」という。）を、必要に応じて対象児童との関係が確認できる書類等を添付して市の窓口で郵送又は提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行うものとする。
- 3 市長は、申請者（令和4年度分の市町村民税均等割が非課税である者を除く。）から第1項の規定による申請があったときは、必要に応じて、申請者及び配偶者等から簡易な収入見込額の申立書【家計急変者】ひとり親世帯以外用（様式第4号）又は簡易な所得見込み額の申立書【家計急変者】ひとり親世帯以外用（様式第5号）、給与明細書、公的年金証書等の所得を証明する書類等を提出させること等により、当該申請者が第3条の要件を満たす者であるかについて確認を行うものとする。
- 4 第1項の申請は、令和5年2月28日までにしなければならない。ただし、その他の支給対象者のうち児童手当法第17条第1項に規定する公務員で、令和5年3月分の児童手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者については、令和5年3月31日までとし、令和5年4月分の児童手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者（令和5年4月1日に出生した児童に係る請求をした者を含む。以下「令和5年4月分児童手当認定請求者」という。）については、令和5年5月31日までとする。

（代理による申請）

第8条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者（以下「代理人」という。）は、申請者に代わり、前条の申請を行うことができる。

- (1) 申請時点での申請者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (3) 前2号に掲げる者のほか市長が特に認めるもの

2 前項の規定により代理人が給付金（ひとり親世帯以外分）の申請をするときは、当該代理人は申請書に委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を添付しなければならない。この場合において、市長は、当該代理人本人であることを確認するため、代理人に公的身分証明書等の提出又は提示を求めるものとする。

3 市長は、第1項第2号及び第3号の代理人にあつては、代理人であることを証明する書類の提出を求めるものとする。

（申請者に対する支給の決定）

第9条 市長は、給付金（ひとり親世帯以外分）申請書を受領したときは、速やかに内容を確認

認の上、支給を決定し、当該申請者から指定された金融機関の口座に振り込むことにより給付金（ひとり親世帯以外分）の支給を行う。

（給付金（ひとり親世帯以外分）の支給等に関する周知）

第10条 市長は、給付金（ひとり親世帯以外分）の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請期間等の事業の概要について住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第11条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、その他の支給対象者から第7条第4項の申請期限までに給付金（ひとり親世帯以外分）申請書の提出が行われなかった場合、当該その他の支給対象者が給付金（ひとり親世帯以外分）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第6条第1項の規定による支給決定を行った後、同条第2項各号に掲げる方式により給付金（ひとり親世帯以外分）の振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、指定口座への振込みが口座の解約又は変更等の事由により令和5年5月31日（令和5年4月分児童手当認定請求者は、令和5年6月30日）までに完了できない場合は、給付金（ひとり親世帯以外分）について同条第1項ただし書の規定による支給を希望しない届出があったものとみなす。

3 市長が第9条の規定による支給決定を行った後、給付金（ひとり親世帯以外分）申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和5年5月31日（令和5年4月分児童手当認定請求者は、令和5年6月30日）までに支給が完了できない場合は、当該申請は取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第12条 市長は、給付金（ひとり親世帯以外分）の支給後に支給対象者の要件に該当していないことが判明した場合、給付金（ひとり親世帯以外分）の支給を受けた者に対し、支給を行った給付金（ひとり親世帯以外分）の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第13条 給付金（ひとり親世帯以外分）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月24日から施行する。

(松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱の廃止)

2 松江市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事業実施要綱(令和3年松江市告示第456号)は、廃止する。